

令和8年度遊佐町地域おこし協力隊活動支援業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1. プロポーザルの趣旨

この要項は、遊佐町地域おこし協力隊(以下、「協力隊」という。)の活動の円滑化、定着率の向上、および任期終了後の起業・定住を促進するため、協力隊経験者(OB・OG)としての知見を活かした伴走支援を行うことを目的とする。

2. 業務の概要

(1)業務名

令和8年度遊佐町地域おこし協力隊活動支援業務

(2)業務内容

別紙「令和8年度遊佐町地域おこし協力隊活動支援業務委託仕様書」とおり

(3)委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

(4)委託料の限度額

1,848,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

※この金額は契約の限度額を示すものであり、本町がこの金額で契約することを約束するものではない。

※この金額には、支援に必要な旅費、通信費、消耗品等の諸経費をすべて含む。

※令和8年度に活動する協力隊の数の増減により、金額は変更の可能性がある。

3. 応募資格要件

本プロポーザルの応募に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2)本町の協力隊として3年の任期を満了し、現在も本町に居住し、地域活性化活動を継続していること。
- (3)応募時点で本町に居住し、「2. 業務の概要」にある委託期間も本町に居住すること。
- (4)協力隊、協力隊担当者、地域住民の三者間において、中立的な立場でコミュニケーション及び調整を図れること。
- (5)協力隊制度に精通していること。
- (6)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条及び遊佐町暴力団排除条例(平成24年条例第3号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (7)町民税の滞納がないこと。

4. 募集及び選定スケジュール

内 容	実 施 期 間
① 募集公告	令和8年3月 4日(水)
② 参加申込書の提出期限	令和8年3月13日(金)午後5時
③ 質問受付期限	令和8年3月17日(火)午後5時
④ 質問に対する回答	令和8年3月19日(木)※予定
⑤ 企画提案書等の提出期限	令和8年3月26日(木)午後5時
⑥ 審査	令和8年3月下旬
⑦ 審査結果の通知及び契約締結	令和8年4月初旬

5. 応募の手続き

(1) 募集要項等の配布

募集要項等は、本町の公式ホームページからダウンロードするものとする。

【山形県遊佐町公式ホームページ <https://www.town.yuza.yamagata.jp>】

(2) 参加申込の受付

本プロポーザルに応募しようとする者は、参加申込書(様式1)に必要事項を記入のうえ、身分証明書の写し(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真があるもの)を添付し、令和8年3月13日(金)午後5時まで「8. 受付窓口」へ郵送又は持参により提出すること。(提出期限必着)

(3) 質問の受付

本プロポーザルについて質問がある場合は、令和8年3月19日(木)午後5時まで、質問書(様式2)を「8. 受付窓口」へファクシミリか電子メールで提出すること。なお、電話や口頭での質問には応じない。

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するものを除き、参加申込者全員に電子メールで回答する。

(5) 企画提案書等の受付

応募する場合は、下記に定める企画提案書等を令和8年3月26日(木)午後5時まで「8. 受付窓口」へ郵送又は持参にて提出すること。受付時間は平日の午前9時から午後5時までとする。提出部数については、正副本1部ずつとし、正本に代表者印を押印すること。提出された企画提案書等は必要に応じて電話や書面で参加者に確認をする場合がある。

ア 企画提案書(様式3)

イ 同意書(様式4)

(6) 応募上の留意事項

ア 応募に必要な費用は、参加者の負担とする。

イ 受付期間後における企画提案書等の追加、訂正、差替え、再提出は出来ないものとする。た

- だし、本町が必要と判断した場合には、補足資料を求めることがある。
- ウ 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- エ 参加申込書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。
- オ 企画提案書等に虚偽の申請がある場合は、応募を無効とするとともに、虚偽の申請をしたものについて、所要の措置を講じることがある。

6. 審査及び選定の方法

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式により企画提案書等の必要書類の提出を求め、審査項目に従い審査を行う。審査は企画提案書等による書類審査とし、審査委員会において非公開で実施し、本業務に最も適していると思われる受託候補者(1者)を選定する。

(2) 審査項目及び評価基準

企画提案書等の評価項目及び評価基準は、別表に基づき行う。

(3) 受託候補者の選定

受託候補者は、審査の評価点の合計点が最も高い者とする。なお、評価点が同点となる者が2者以上あるときは、審査委員会の合議により順位を決定する。

(4) その他

参加者が1者の場合においても、企画提案書等の内容により書類審査をおこなうものとする。

7. 契約の締結等

- (1) 受託候補者を特定した後の契約手続きは、遊佐町契約に関する規則に基づき、新年度予算が成立した場合、令和8年4月上旬に「令和8年度遊佐町地域おこし協力隊活動支援業務」について随意契約の締結を行うものとする。ただし、予算が成立しなかった場合には契約を行うことはできない。その場合、本プロポーザルに伴う、企画提案書等の作成及び提出等それらに係る費用の一切は参加者の負担とする。
- (2) 受託候補者が、契約を辞退したとき又は、特別な理由により受託候補者と契約が締結できない場合は、順位付けした参加者の上位から順に契約交渉を行うものとする。

8. 受付窓口

名 称:遊佐町企画課定住促進係
住 所:〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202
電 話:0234-28-8257(直通)
ファクシミリ:0234-72-3315
メールアドレス:teiju@town.yuza.lg.jp

別表

審査の基準とする項目及び配点は下表のとおり

審査項目		審査基準	配点	合計
協力隊 活動時 実績	活動実績	・地域活性化につながる実績を残したか。 ・地域とネットワークを築く活動を行ったか。 ・他協力隊の模範となるような存在だったか。	25	50
	規範	・協力隊制度を理解し、ルールを守って活動したか。	10	
	事務能力	・報告書等の提出物が締切を守り、精度の高いものであったか。	15	
業務 遂行 能力	課題把握	・地域課題を把握しているか。 ・自らの経験に基づき、協力隊の課題を捉えているか。	10	50
	伴走支援	・協力隊活動の特有の悩み(孤立化等)の相談支援を学ぶ意欲があるか。 ・協力隊と地域との橋渡しとなる能力を有しているか。 ・行政との連携・調整能力を有しているか。 ・自身が地域に定住している実績から協力隊の定住相談支援を行えるか。 ・協力隊の起業(出口戦略)の相談支援を行えるか。	30	
	公平性	・特定の協力隊や自分のビジネスに偏らず、全ての協力隊に対して公平に支援を行えるか。	10	
			100/100	

※評価点が同点となった場合は、次の方法により順位を決定する。

ア 「業務遂行能力」の点数が高い者を上位とする。

イ アも同点の場合は、「業務遂行能力(調整)」の点数が高い者を上位とする。

ウ イも同点の場合は、審査委員の意見を聞き、審査委員会において順位を決定する。